

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税
回避の防止のための日本国とアルゼンチン共和国との間の条約
の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	二重課税の除去の方式に関する規定	二
4	相互協議手続	二
5	税務当局間の協力	二
6	条約の濫用を防止するための規定	三
7	効力発生及び適用	三
8	その他	三
9	議定書	三
三	条約の実施のための国内措置	四

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、アルゼンチンとの間の所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約を締結するため、平成三十年（二十十八年）一月から政府間交渉を行ってきた。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、令和元年（二十十九年）六月二十七日に大阪において、日本側河野外務大臣とアルゼンチン側ペロー駐日大使との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、OECDモデル租税条約の内容を基本としつつ、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、アルゼンチンとの間で課税権を調整するものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とアルゼンチンとの間で課税権の調整が図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の主要な内容

この条約は、前文、本文三十二箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要な内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国に

において課税することができること（第七条）及び船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法及びその場合の課税上の調整方法（第九条）について規定している。また、配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること（第十条から第十二条まで）、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、一方の締約国の居住者である個人が独立の人的役務の提供によって取得する所得については、当該個人が他方の締約国内に固定的施設を有する場合又は当該他方の締約国内に百八十三日以上滞在する場合にのみ、当該他方の締約国において課税することができること（第十四条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十五条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十六条）、個人が芸能人等として取得する所得については、役務提供地国において課税することができること（第十七条）、退職年金等については、居住地国においてのみ課税することができることを原則としつつ、源泉地国においても課税することができること（第十八条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十九条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第二十条）、匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得については、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができること（第二十一条）並びにその他の所得については、居住地国においてのみ課税することができること（第二十二条）を規定している。

3 二重課税の除去に関する規定

この条約の規定による課税によつて生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十三条）。

4 相互協議手続

この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行つて解決を図ることができることを規定している（第二十五条）。

5 税務当局間の協力

両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること（第二十六条）を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等（第二十七条）について規定している。

6 条約の濫用を防止するための規定

この条約の特典の濫用を防止するため、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定している（第二十九条）。

7 効力発生及び適用

この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この条約の適用の時期について規定している。（第三十一条）

8 その他

租税に関する無差別待遇（第二十四条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十八条）等を規定するとともに、この条約の終了（第三十二条）について規定している。

9 議定書

この条約は、その署名の日の後に新たに導入される租税についても適用すること（議定書1）、第十条4の規定は、アルゼンチンの居住者の法人の利得に対してその分配の時に課される一定の租税についても適用すること（議定書2）、技術移転契約、著作権及び設備に関する使用料の特則（議定書3）、アルゼンチンが我が国以外の国又は地域との間で租税の軽減又は免除について定める規定についてこの条約よりも低い税率等を含む協定を締結する場合には、我が国からの要請に基づいて交渉を開始すること（議定書4）、我が国は、アルゼンチンの推定最低所得税については二重課税を除去する義務を負わないこと（議定書5）、支払先無差別の規定は、一定の要件を満たす使用料の控除の制限に関するアルゼンチンの法令の規定には適用しないこと（議定書6）、アルゼンチンが我が国以外の国又は地域との間で一定の仲裁に関する規定を含む協定を締結する場合には、我が国からの要請に基づいて交渉を開始すること（議定書7）並びに一定の場合には情報の提供を拒否することができること（議定書8）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。